

第 102 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和 3 年 4 月 19 日 (月)
午後 2 時から午後 4 時 45 分まで
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501 号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳
委員 岡 絵理子
委員 片山 朋子
委員 住友 聡一
委員 室崎 千重
委員 北川 博巳
- 4 審議案件
第 1 号議案 西脇市における (仮称) ハローズ西脇店 北敷地の新築
に係る知事の意見について (条例第 4 条第 2 項)
第 2 号議案 西脇市における (仮称) ハローズ西脇店 南敷地の新築
に係る知事の意見について (条例第 4 条第 2 項)
- 5 審議の概要 別紙のとおり

議案 1 : (仮称) ハローズ西脇店 北敷地

議案 2 : (仮称) ハローズ西脇店 南敷地

審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員：市道下戸田戎町線沿いの駐車場出入口②、③が正対しており、道路を走行する車両と出入庫車両とが交錯するおそれがあるため、考えを説明されたい。

事務局：駐車場出入口②、③の位置をずらす検討も行った。しかし、県警と協議した結果、下戸田交差点が近く、十分な離隔が取れないため、駐車場出入口を正対させた方がより安全だろうという結論となり、現在の計画となった。駐車場出入口の交通処理について、OECD 報告書の算定方法に基づいて計算した結果、交通処理は可能である。また、繁忙時等は出入口に交通誘導員を配置し、安全に誘導する。

委員：市道下戸田戎町線の交通量はどの程度か。

事務局：現状の交通量は多くはなく、新市役所の想定が発生交通量を足してもそれほどの交通量にはならない。

委員：県警から、計画地の南西角にある無信号交差点に交通誘導員を配置することと意見があるが、目的はなにか。

事務局：県道西脇三田線から駐車場入口に右折入庫することがないように、交通誘導員により案内することを求めている。プラカード等を持って案内することになると思われる。

委員：荷さばき施設③への経路と利用時間帯はいつか。

事務局： 県道側の入口から左折入庫し、出庫時は出口から左折出庫する経路である。荷さばき施設の利用時間帯は、午前9時頃が多く、午前6時から午後10時の間で検討しているが、詳細は計画中である。

委員： なぜ、出入口②から右折出庫させるのか。

事務局： 県警は原則右折出入庫を認めない方針であるが、北敷地から北方面へ退店する車が退店できないため、やむを得ず、右折が認められている。このときに交通量の多い県道側で右折させると周辺への影響が大きくなるため、市道側での右折としている。

委員： 北敷地の従業員用駐車マスは1台で足りるのか？

代理人： 従業員用駐車マス以外のところも従業員用になる可能性がある。必要駐車台数の50台に対して、収容台数65台確保しており、従業員用駐車マスを多少増やしたとしても、必要駐車台数は確保できる。

委員： 必要な従業員用駐車マスについては、全て図面に表示すべきである。

委員： 道路保全課から下戸田交差点において交通渋滞が発生するようであれば、対策を検討する旨の意見がある。どのような対策が考えられるか。

事務局： 来退店経路の見直し、あるいは、出入口の位置の周知徹底等が考えられる。

委員： 渋滞等が発生した場合、来退店経路の見直しは難しいのではないか。

関係人： 県道西脇三田線及び市道下戸田戎町線沿いの敷地には、芝を計画している。何かあった時には道路の拡幅等に協力できるような計画としている。

委員： まず、退店経路の案内看板の設置場所が効果的ではないように思う。本来は走行中に見える方がいいため、駐車場出入口付近に付けた方がいいと思う。

次に、北敷地と南敷地を往来する可能性がある。その場合、歩行者は横断歩道がない出入口②・③付近で渡る可能性がある。歩行者の安全について、どう考えているのか。

事務局： 道路交通法上、横断歩道のないところで歩行者が道路を横断することは支障ない。しかし、近くに横断歩道がある場合は横断歩道を通ることとなっているが、具体的に何メートル離れていれば適応されるか規定されていない。歩行者が出入口②・③付近で横断することは、道路交通法の違反になるのか分からないが、違反行為を誘導する可能性がある計画は適切ではない。このため、看板により下戸田交差点の横断歩道を利用するよう誘導を行う。また、県警からは新たに横断歩道を設置することはできないと言われている。以上を総合して現在の計画となっている。

委員： 建物から出てすぐの視認しやすい位置に、下戸田交差点へ誘導する案内看板を設置した方が良いのではないか。

委員： 基本計画書上、北敷地と南敷地は別々であるが、一体で計画しているなら、敷地間の移動を前提に考えた方が良い。

事務局： 事業者伝える。

委員： 横断歩道をつけるのが一番良いが、つけられないのであれば、駐車場出入口とは別に歩行者用の誘導員をつけ、安全に渡らせる方が現実的である。留意事項としては盛り込まないが事業者としては真摯に検討されたい。

関係人： オープン当初は交通誘導員を配置する予定で、歩行者の動きを確認した上で検討する。また、市道下戸田戎町線からの歩行者出入口を封鎖した場合、駐車場出入口から歩行者が出入りしてしまうことが考えら

れるので、歩行者出入口は残さないといけないと考える。その上で、ご指摘のとおり、店舗の入口のところに敷地間を往来する場合の経路についても掲示するなど、安全対策を検討する。

委員：車利用者が多いので、車で敷地間を移動する人もいると思う。駐車場出入口②、③を正対させると直進で往来する人もいると思われるが、支障ないか。

事務局：今回は南北で相互利用の可能性があるので、県警と協議を行い、駐車場出入口について、検討を行った。

まず、駐車場出入口③を西側に移動させた場合、交差点の停止線の近くで車両が止まり、出入口を塞いでしまう可能性があり、適切ではない。次に、駐車場出入口②を西側に移動させた場合、店舗間で右折の入庫が発生してしまい、下戸田交差点へ影響を与えてしまうので適切ではない。

このため、今回はバンプなどの飛び出し防止の対策をとったうえで、駐車場出入口を正対させる方が、周辺への影響は小さいと判断した。

委員：敷地間の移動に関しては、よりよい方法について、知恵を絞っていただきたい。留意事項に盛り込まないが敷地間の移動について、再度検討されたい。また、県は事業者から開店後の状況を情報収集し、問題があれば指導し、部会に情報提供されたい。

(各委員に諮った上で) 第1号議案の北敷地については、原案どおり知事意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

(各委員に諮った上で) 第2号議案の南敷地については、原案どおり知事意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果：条例第4条第2項の規定による知事の意見（案）】

(仮称) ハローズ西脇店 北敷地

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。特に、下戸田交差点は、開店後の交通状況を注視し、来店車両に起因する渋滞が発生する場合は、必要な対策を講じること。
- 4 建築物及び屋外広告物は、周辺地域の景観に配慮した外観及び形態にすること。
- 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

(仮称) ハローズ西脇店 南敷地

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。特に開店から当分の間及び繁忙日等については、計画地南西角の交差点に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。特に、下戸田交差点は、開店後の交通状況を注視し、来店車両に起因する渋滞が発

生する場合は、必要な対策を講じること。

4 建築物及び屋外広告物は、周辺地域の景観に配慮した外観及び形態にすること。

5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。